



やまなし特別支援教育推進プラン 2020

～ 一人ひとりが輝く教育の実現に向けて ～

令和2年3月

山梨県教育委員会

目次

第1章 プラン策定の基本的な考え方.....	1
1 プラン策定の趣旨	1
2 プランの位置づけ	2
3 プランの期間	2
4 プランの進行管理	2
第2章 特別支援教育を取り巻く状況.....	3
1 障害児（者）を取り巻く国の動き.....	3
2 特別支援教育へのニーズの高まり.....	6
(1) 特別支援学校の状況.....	6
(2) 小・中学校の状況	7
(3) 高等学校の状況.....	9
第3章 やまなし特別支援教育推進プランにおける取組.....	10
1 特別支援学校における支援体制の整備.....	10
(1) 特別支援学校における教育の充実.....	10
(2) 特別支援学校の施設設備.....	11
(3) 知的障害特別支援学校の大規模化への対応.....	12
(4) 特別支援学校のセンター的機能 ^{※8} の充実	12
2 就学前、小・中学校及び高等学校における特別支援教育の充実	13
(1) 就学前における支援の充実	13

(2) 小・中学校における特別支援教育の充実	13
(3) 高等学校における特別支援教育の充実	15
3 交流及び共同学習の推進	15
4 教員の専門性の向上と配置	16
(1) 研修の充実	16
(2) 専門性の高い教員の計画的養成と配置	16
5 特別支援教育の総合的な推進	16
6 他プランとの連携	17
第4章 本県の特別支援教育の推進	18
1 施策の方針	18
2 施策の体系	19
3 施策の展開	21
【基本方針Ⅰ】 学びを育む教育支援体制の整備	21
【基本方針Ⅱ】 連続性のある多様な学びの場の充実	29
【基本方針Ⅲ】 自立と社会参加に向けた教育の充実	43
【基本方針Ⅳ】 質の高い学びを支える教員の専門性の向上	48

第1章 プラン策定の基本的な考え方

1 プラン策定の趣旨

- 本県では、平成23年に「やまなし特別支援教育推進プラン」を策定し、特別支援学校の支援体制の整備や、小・中学校、高等学校における特別支援教育の充実など、9年間にわたり、本県の実情を踏まえた特別支援教育の推進に取り組んできました。
- 国においては、平成19年に「障害者の権利に関する条約」^{※1}（以下、「障害者権利条約」という。）に署名後、条約の批准に向けた法制度の整備などが進み、障害児（者）を取り巻く状況は、大きく変化しました。また、教育施策においても、インクルーシブ教育システム^{※2}の構築を目指した取組が進められています。
- こうした中、特別支援教育のニーズは一段と高まり、本県の特別支援学校在籍者数、小・中学校の特別支援学級在籍者数及び通級による指導利用者数は、増加を続けています。また、小・中学校及び高等学校の通常の学級にも、特別な支援を必要とする児童生徒は多数在籍しています。
- このような特別支援教育をめぐる情勢の変化に、現行の「やまなし特別支援教育推進プラン」では十分に対応することが難しいと判断し、当初の計画期間を1年間繰り上げ、新たなプランを策定することとしました。
- 新たなプラン策定に向けて、令和元年7月に「山梨県特別支援教育振興審議会」に「特別支援教育推進のための計画策定に必要な事項について」諮問し、同年11月に答申を受けました。
- 本プランは、「山梨県特別支援教育振興審議会」からの答申の趣旨及び内容を踏まえて策定します。

※1：この条約は、平成18年の第61回国連総会において採択され、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定している。

※2：「障害者の権利条約」で、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであると示している。

2 プランの位置づけ

- このプランは、令和元年6月に策定された「山梨県教育振興基本計画」※3における「特別支援教育の推進」を基に策定します。
- また、このプランは、今後の本県の特別支援教育を推進するための基本方針となるものであり、社会情勢や幼児児童生徒の状況の変化等を踏まえ、今後の取り組むべき施策の方向等を示すものです。

3 プランの期間

- このプランの対象とする期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

4 プランの進行管理

- このプランに基づく施策を迅速かつ確実に推し進めるためには、掲げた施策の進捗状況を点検し、その状況に応じた取組の見直しを行う必要があります。
- このため、毎年度、定期的な点検・評価を行い、進行管理します。

※3：令和元年6月に県教育委員会が策定した、本県の教育振興のための施策に関する基本的な計画であり、令和元年度から令和5年度までを計画期間としている。

第2章 特別支援教育を取り巻く状況

1 障害児（者）を取り巻く国の動き

【障害者権利条約への署名・批准】

- 平成19年9月、我が国は「障害者権利条約」に署名し、平成26年1月、これを批准しました。この条約の第24条「教育」では、次のことが定められています。
 - ・教育に関する障害者の権利を認め、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度、生涯学習の確保
 - ・障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないことや個人に必要な合理的配慮^{※4}の提供 等

【障害者基本法の一部改正】

- 平成23年8月、障害者基本法が改正され、国及び地方公共団体の責務としては、教育に関して、次のとおり規定されました。
 - ・障害者がその年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない
 - ・障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、その意向を尊重しなければならない
 - ・障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない
 - ・障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境整備を促進しなければならない 等

【中央教育審議会初等中等教育分科会による報告】

- 平成24年7月、中央教育審議会初等中等教育分科会から、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」が報告されました。同報告では、「インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、

※4：障害者が他の者と平等に全ての人権及び教育的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。」とし、次の事項を示しています。

- ・就学相談・就学決定の在り方の改善
- ・個に応じた「合理的配慮」とその基盤となる「基礎的環境整備」の充実
- ・多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進
- ・特別支援教育を充実させるための教職員の専門性の向上等を整備 等

【障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の制定・施行】

- 平成25年6月制定、平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」という。）では、障害者基本法の基本原則を具現化するため、次のとおり定めています。
 - ・障害を理由とした不当な差別的取扱いの禁止や、障害者に対する合理的配慮の提供（国・地方公共団体等は法的義務、民間事業者は努力義務）
 - ・障害を理由とする差別に関する相談及び紛争防止等のための体制整備
 - ・障害を理由とする差別を解消するために必要な啓発活動の実施 等

【学校教育法施行令の一部改正】

- 平成25年9月、学校教育法施行令が一部改正されました。学校教育法施行令第22条の3の規定に該当する程度の障害のある幼児児童生徒の就学先の決定について、これまで原則として特別支援学校に就学するとしていた仕組みから、市町村教育委員会が、幼児児童生徒の障害の状態や教育的ニーズを踏まえ、総合的な観点から就学先を決定する仕組みへ改訂されました。

【発達障害者支援法の一部改正】

- 平成28年5月、発達障害者支援法が改正され、同年8月から施行されました。この改正では、切れ目なく発達障害者の支援を行うことが重要であり、第8条において国及び地方公共団体は、可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮することや、「個別的教育支援計画」※5の作成及び個別の指導に関する計画の作成の推進、いじめの防止等のための対策の推進等が新たに規定されました。

【児童福祉法の一部改正】

- 平成28年5月、児童福祉法の理念の明確化等を図るために一部改正が行われ、「情緒障害児短期治療施設」の名称が「児童心理治療施設」に変更されました。当

※5：保護者を含めた教育、医療、福祉、保健、労働等の関係機関が、子どもの状況や教育的支援の目標・内容等の情報を共有し、適切な指導と必要な支援を行うための計画で、本人及び保護者の意向を踏まえて、学校が作成する。

該施設は、保護者等による虐待、家庭や学校での人間関係等が原因となって、心理的に不安定な状態に陥ることにより、社会生活が困難になっている児童が短期間入所し、又は保護者の下から通い、心理面からの治療及び指導を受けることを目的とする施設です。

【学校教育法施行規則の一部改正】

- 平成28年12月、学校教育法施行規則の一部を改正する省令等が公布され、平成30年度から「高等学校における通級による指導」が制度化されました。これまで、小・中学校等においては、通常の学級に在籍し、大半の授業を通常の学級で受けつつ、障害による学習上・生活上の困難を主体的に改善・克服するために受ける「通級による指導」が制度化されていましたが、高等学校においても同様の指導を行うことができるようになりました。

【学習指導要領の改訂】

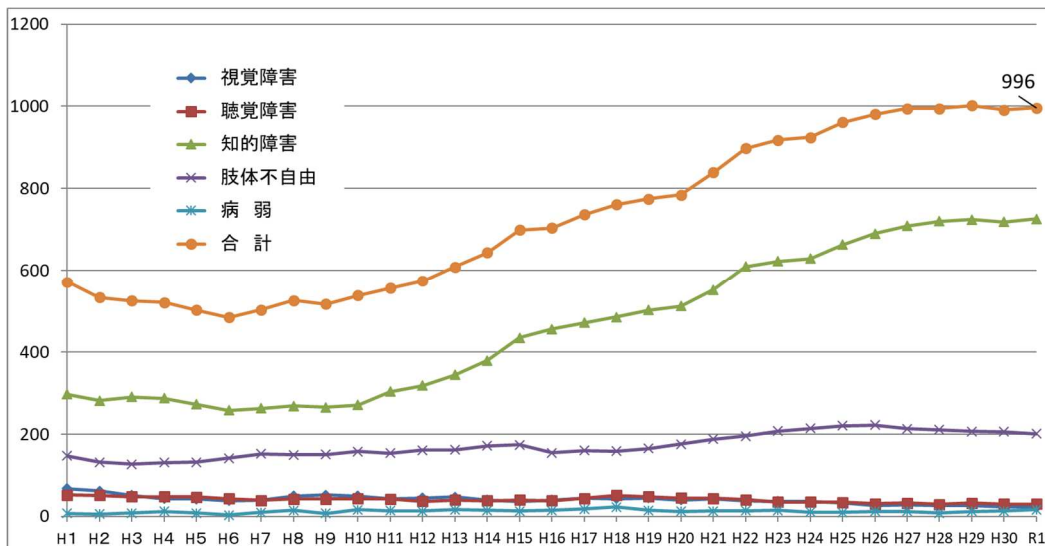
- 平成29年3月、幼稚園教育要領、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領が改訂されました。特別支援学級及び通級による指導を受ける児童生徒については、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を全員作成すること、各教科等に学習上の困難に応じた指導内容や指導方法の工夫、障害者理解教育や心のバリアフリーのための交流及び共同学習の推進等について記され、特別支援教育の充実に関する事項が盛り込まれています。
- また、平成29年4月に特別支援学校幼稚部教育要領、小学部・中学部学習指導要領、平成31年2月に高等部学習指導要領が改訂されました。障害のある子どもの学びの場の柔軟な選択を踏まえ、幼稚園、小・中学校、高等学校の教育課程との連続性の重視、障害特性等に応じた指導上の配慮による一人ひとりに応じた指導の充実、キャリア教育の充実や生涯学習への意欲を高めること、スポーツや芸術活動に親しみ豊かな生活を営むことができるよう配慮する等、自立と社会参加に向けた教育の充実等について示されました。

2 特別支援教育へのニーズの高まり

(1) 特別支援学校の状況

- 令和元年の総務省の発表によると、我が国の子どもの数（15歳未満人口）は、38年連続で減少しています。本県の小・中学校及び高等学校に在籍している児童生徒数も減少する中で、令和元年度の県立特別支援学校に在籍している幼児児童生徒の数は996人（5月1日現在）であり、上昇に転じた平成6年度の484人に比べると2倍以上になっています。
- 県立特別支援学校において、在籍者数の増加が顕著に見られるのは知的障害を対象障害種とした特別支援学校であり、平成6年度の在籍者数258人に比べると3倍に近い726人に上っています。
- 肢体不自由者を対象とした特別支援学校は平成26年度まで微増を続け、その後は減少傾向です。また、視覚障害者及び聴覚障害者を対象とした特別支援学校においては、年によって若干の増減はあるものの減少傾向です。

県立特別支援学校の障害種別在籍者数の推移 [人]



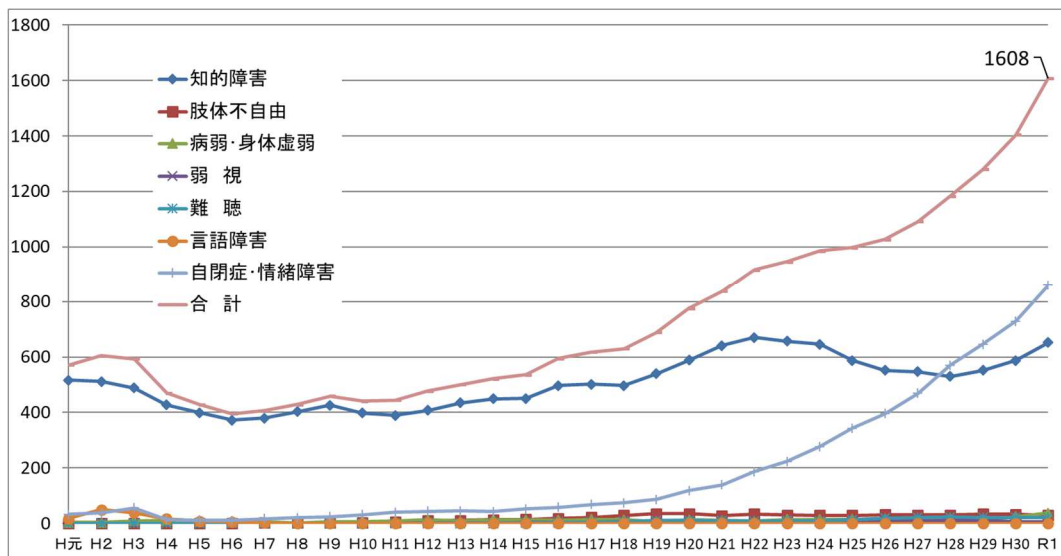
高校改革・特別支援教育課調べ

(2) 小・中学校の状況

〔特別支援学級〕

- 小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒数については、増加傾向が顕著です。平成元年度の特別支援学級在籍児童生徒の総数572人に比べると、令和元年度は1608人であり、3倍に近い在籍者数になっています。
- 知的障害特別支援学級に在籍する児童生徒数については、平成22年度をピークに減少傾向にありましたが、平成28年度から再度増加に転じています。
- その他の障害種については、全体的に在籍者数の増加は見られますが、著しく増加しているのは、自閉症・情緒障害学級に在籍している児童生徒数です。平成元年度は33人であったのに対して、令和元年度は860人に上っています。

小・中学校の特別支援学級の障害種別在籍者数の推移 [人]



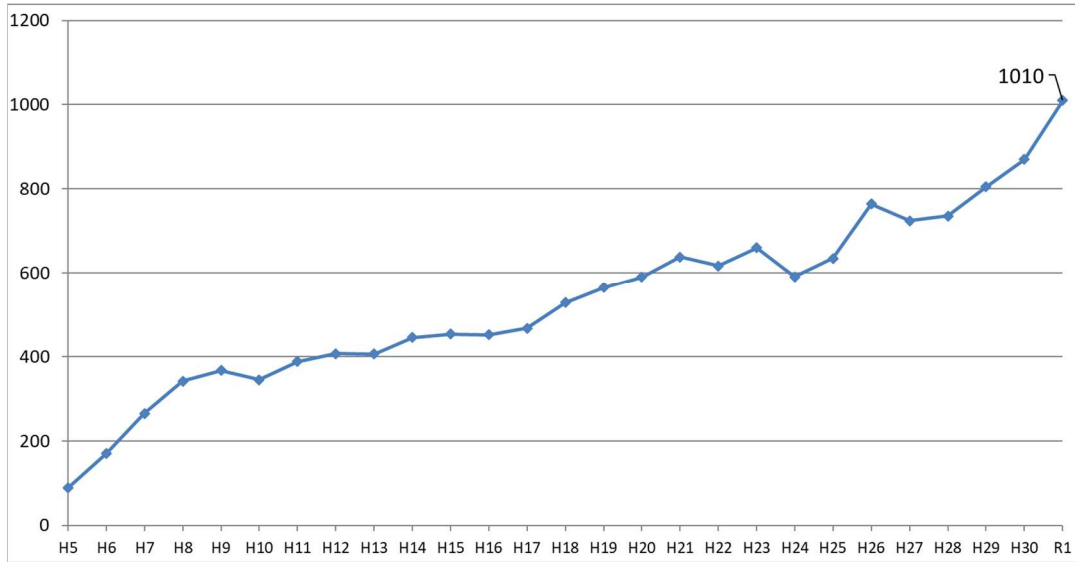
高校改革・特別支援教育課調べ

〔通級による指導〕

- 小・中学校における通級による指導が制度化され、本県では平成5年に言語障害児童生徒を対象に、小学校2校で指導が始まりました。その後、難聴や発達障害・情緒障害が対象障害種に追加され、令和元年度は小・中学校23校、ろう学校1校に通級指導教室を設置しています。

- 通級による指導を利用する児童生徒数は年々増加し、平成5年度には89人であったのに対して、令和元年度は1010人になっています。

小・中学校における通級による指導の利用者数の推移 [人]

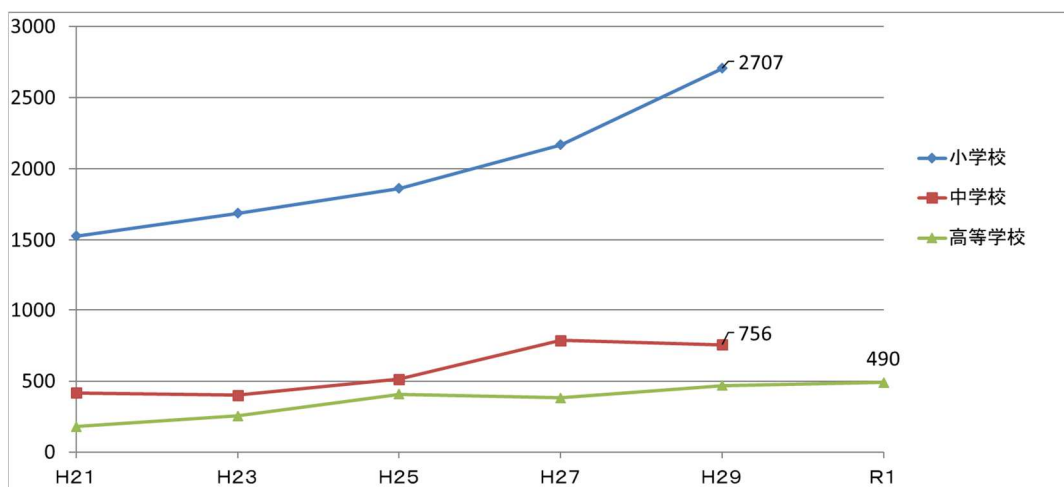


高校改革・特別支援教育課調べ

〔通常の学級〕

- 通常の学級においても、特別な支援が必要な児童生徒は多数在籍しています。県内の公立小・中学校を対象とした調査によると、令和元年度においては、3239人（通級による指導を利用している児童生徒を除いた人数）の児童生徒が何らかの特別な支援が必要であることが明らかになっています。

小学校・中学校・高等学校における特別な支援が必要な児童生徒数の推移 [人]



※小・中学校における特別な支援が必要な児童生徒調査については、R1年度から調査内容を変更したため、上グラフに含めていない。

高校改革・特別支援教育課調べ

(3) 高等学校の状況

- 平成28年度の学校教育法施行規則の一部改正により、平成30年度から高等学校において通級による指導が制度化されました。本県では、同年「高等学校における通級による指導実践研究校事業」として県立中央高等学校を指定し、高等学校における通級による指導を開始しました。同校では、平成30年度は8人、令和元年度は13人の生徒が、通級による指導を利用しています。
- また、県立ろう学校においても高校生を対象とした通級による指導を開始し、平成30年度及び令和元年度には、高等学校2校への巡回による指導が行われています。
- その他の高等学校においても、特別な支援が必要な生徒は増加しています。県内の公立高等学校を対象とした調査によると、令和元年度においては、490人（通級による指導を利用している生徒を除いた人数）の生徒が何らかの特別な支援が必要である状況です。

第3章 やまなし特別支援教育推進プランにおける取組

- 「やまなし特別支援教育推進プラン」は、平成23年度から平成32（令和2）年度までの10年間を対象期間として策定しました。
- このプランでは、特別支援学校における教育の充実及び教育環境の整備を図るとともに、幼稚園、小・中学校及び高等学校における障害の程度に応じたきめ細やかな特別支援教育を推進し、障害のある子どもたちが、社会の一員として自己実現を図ることを目的としています。

1 特別支援学校における支援体制の整備

（1）特別支援学校における教育の充実

【障害種に応じた教育の充実】

- 〔視覚障害教育〕・・・在籍者数が少ない状況が続いている盲学校高等部本科保健医療科の在り方について検討し、中途障害者の学習機会を維持するために設置を継続することとしました。
- 〔聴覚障害教育〕・・・ろう学校では、小・中学校に在籍する難聴の児童生徒に対して、通級による指導を実施してきました。平成30年度からは高校生を対象とした通級による指導も開始し、高等学校2校への巡回による指導を行っています。
- 〔肢体不自由教育〕・・・教職員の医療的ケア^{※6}に関する専門性の向上を図り、安全な教育活動が行えるよう校内体制の整備を進めてきました。また、肢体不自由特別支援学校をはじめ県内9校の特別支援学校にPT等専門家^{※7}を配置し、より専門的な教育を推進してきました。

※6：一般的に学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の行為を指す。

※7：県立特別支援学校9校に、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）、視能訓練士（ORT）、心理士の外部専門家を配置している。

- 〔知的障害教育〕…重度・重複化、多様化する児童生徒の状態に対応できるように、一人ひとりの実態に対応した教育課程の編成を推進してきました。
- 〔病弱教育〕…病弱である高等学校段階の生徒について、その状態に応じた教育の在り方を検討してきました。
- 〔重度・重複障害教育〕…医療的ケア実施校5校による医療的ケア運営部会（運営協議会）や訪問教育担当者会を開催し、指導や支援の充実に向けて情報交換するとともに、特別支援学校間の連携の強化を図ってきました。

【軽度の知的障害のある生徒に対する高等部教育の充実】

- 軽度の知的障害の高等部生徒を対象とした特別支援学校として、高等支援学校桃花台学園（以下、「桃花台学園」という。）を平成27年4月に開校しました。
- 同校では、専門学科「産業技術科」を設置し、「農業生産コース」「食品加工コース」「環境メンテナンスコース」の3コースを設け、一般就労を目指した教育課程を編成しています。
- 産業労働部産業人材育成課が主管する「障害者職業能力検定制度」に協力し、基礎検定（接客サービス、事務アシスタント）及び専門職種検定（ビルクリーニング、食品加工）を実施し、生徒の一般就労を推進してきました。
- 開校以来、卒業生の一般企業への就労率は80%以上と高い数値を維持しており平成30年度については94.1%に上っています。

【寄宿舎の在り方】

- 平成25年度及び26年度に寄宿舎活用事業を実施し、かえで支援学校分教室の生徒が、「産業現場等における実習」期間に、盲学校、ろう学校、甲府支援学校の寄宿舎を活用しました。
- 平成29年度からは「寄宿舎未設置校の軽度知的障害の高等部生徒における寄宿舎活用」を試行しました。

（2）特別支援学校の施設設備

【教室不足への対応】

- ふじざくら支援学校については、平成25年に高等部棟8教室を増設しました。また、かえで支援学校については、平成24年に旧山梨園芸高等学校の校舎を活用した分教室を開設し、12教室を増設しました。

【施設の老朽化等への対応】

- わかば支援学校については、平成26年度から改築が開始され、平成29年11月に完了しました。また、やまびこ支援学校については、大月市富浜町宮谷から同市猿橋町桂台に移転し、令和2年1月に供用開始しました。

(3) 知的障害特別支援学校の大規模化への対応

- 軽度の知的障害の高等部生徒を対象とした特別支援学校として、桃花台学園を平成27年4月に開校しました。
- 桃花台学園が開校したことにより、かえで支援学校在籍者数は、開校前年度の平成26年度270人に対し、平成27年度228人と、42人減少しました。

(4) 特別支援学校のセンター的機能^{※8}の充実

- 各特別支援学校は、担当する地域等における特別支援教育を推進するため、それぞれの専門性に基づくセンター的機能を発揮してきました。専門的な見地からの助言・援助は、地域の小・中学校等から高い評価を得ています。
- 小・中学校等からの支援要請の数は増加しており、相談内容も多様化してきています。支援要請に応えるため、平成21年度から特別支援教育コーディネーター^{※9}の校務を補完する非常勤講師を各特別支援学校に配置してきました。
- センター的機能の強化を図るために、平成25年度から特別支援学校にPT等専門家を配置してきました。これにより、特別支援学校のコーディネーター自身の専門性が向上するとともに、地域支援等にPT等専門家を活用することで、より高い専門的支援が可能となりました。
- さらに、各特別支援学校が事務局となり、県内5地区（知的障害特別支援学校学区）に地区特別支援連携協議会を、また、全県一区で専門部特別支援連携協議会（視覚障害、聴覚障害及び病弱）を設置し、教育、医療、保健、福祉、労働等の各関係機関とのネットワーク形成を図ってきました。

.....
※8：特別支援学校が、地域の小・中学校等の要請に応じて、障害のある幼児児童生徒の教育に関して助言又は援助を行うことを指す。

※9：校長が指名し、各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会や校内研修の企画・運営、関係諸機関と学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う。

2 就学前、小・中学校及び高等学校における特別支援教育の充実

(1) 就学前における支援の充実

- 児童生徒の就学先決定については、市町村教育委員会が、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、専門的見地からの意見、学校や地域の状況を踏まえた総合的な判断を行います。保護者との合意形成に係る困難事例については、特別支援学校のセンター的機能、就学支援アドバイザー、専門家チームなど、インクルーシブ教育相談支援チームを構成し、支援体制を整えてきました。
- また、市町村の就学事務担当者を対象とした研修を充実させるとともに、教育事務所や市町の特別支援教育担当指導主事を対象とした連絡会等を開催してきました。
- 障害のある就学前の幼児には早期からの適切な支援が効果的であるため、担当する幼稚園や保育所、児童発達支援事業所等の職員の専門性の向上を図ることを目的として、発達障害の理解や特別な教育的支援を必要とする幼児への支援の在り方、関係機関との連携の在り方等についての研修会を開催してきました。
- 『「サポートノート」&「就学支援シート」活用ガイドブック』^{※10}を県内全ての幼稚園、保育所、児童発達支援事業所等に配付し、それらを効果的に活用し、就学先の小学校等における「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成につなげ、切れ目のない支援に向けて取り組んできました。

(2) 小・中学校における特別支援教育の充実

【校内支援体制の充実】

- 特別な支援が必要な児童生徒への支援に係る校内委員会の設置を促進し、全ての学校において設置されました。また、校内委員会^{※11}をより有効に機能させるために、管理職研修会や特別支援教育コーディネーター研修会を開催してきました。
- 各学校において特別支援教育の充実を図るための指導資料として、「学校間連携ハンドブック」や「授業支援ガイドブック」を発行しました。

※10：「サポートノート」は、保護者が作成し、療育や教育等の関係者に子どもの基本的情報を伝え、関係者間で支援等を連携するためのノートで、山梨県版の「相談支援ファイル」のこと。また、「就学支援シート」は、就学先の学校へ情報連携するためのシートで、保護者の合意を得て市町村教育委員会が作成するもの。

※11：校長が設置し、教育上特別の支援を必要とする児童等の実態把握や支援内容の検討等を行うための、特別支援教育に関する委員会のこと。

- 「個別の教育支援計画」に合理的配慮の提供に係る記述欄を設け、合理的配慮の提供を促進するとともに、保護者と一緒に作成しやすい様式に改訂しました。
- 小・中学校に配置されている特別支援教育支援員の数は、増加してきました。支援の質的向上を目指し、特別支援教育支援員を対象とした研修会を開催し、校内支援体制の充実を図りました。

【通常の学級における教育の充実】

- 通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童生徒に対する指導や支援を充実するため、通常の学級担任等を対象とした、特別支援教育に係る研修会を開催してきました。
- 通級による指導の効果を最大限に発揮するためには、通常の学級の担任と通級による指導担当との連携が欠かせないことから、「通級による指導説明会」及び「通級による指導理解啓発研修」を実施しました。
- 「軽度障害児童生徒教育指導研究事業（H28～H29）」を立ち上げ、通級による指導担当者と通常の学級担任との効果的な連携について研究を進め、「教職員のための通級による指導ガイドブック」及び同DVDを作成し配付しました。

【特別支援学級における教育の充実】

- 教育課程の説明会や障害種ごとの研究協議会等を開催し、学習集団の確保や、通常の学級との交流及び共同学習の充実など、特別支援学級における運営や指導の充実を図ってきました。
- 地区の特別支援学級担当者会や校内研究会等に参加し、特別な支援が必要な児童生徒に応じた指導・支援方法の具体的な実践事例等を提供し、教育の充実を図ってきました。

【通級による指導の充実】

- 平成28年度及び29年度に実施した「軽度障害児童生徒教育指導研究事業」においては、通級による指導を担当する教員の専門性の向上を図るための研修会の開催や、拠点校における実践研究を行いました。
- 令和元年度から、「学習障害等のある児童生徒への支援体制強化事業」を開始し、通級による指導担当者の専門性及び指導力向上のための新たな研修や、教材等のパッケージ開発に取り組んでいます。

(3) 高等学校における特別支援教育の充実

- 高等学校における校内支援体制の構築を推進するために、また、高等学校における特別支援学校のセンター的機能の活用を促進するために、高等学校特別支援教育コーディネーター研究協議会を開催してきました。
- 平成27年度から「高校生こころのサポート事業」（平成28年度からは、「高校生こころのサポートルーム活用事業」）※12を開始しました。特別な支援が必要な生徒に対し、継続的な指導及び必要な支援を提供するとともに、高等学校への研修支援等を行っています。
- 高等学校における通級による指導が制度化され、平成30年度及び令和元年度の2年間において、中央高等学校を「高等学校における通級による指導実践研究校」に指定し、同校で自校通級による取組が始まりました。平成30年度は8人が利用し、令和元年度は13人が利用しています。
- また、ろう学校においても高等学校に在籍する難聴の生徒に対する通級による指導を開始し、平成30年度及び令和元年度には高等学校2校へ巡回による指導を行ってきました。

3 交流及び共同学習の推進

- 障害のある幼児児童生徒の社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、障害のない幼児児童生徒や保護者及び地域の人々が障害児者への理解が深められるよう交流及び共同学習の推進に取り組んできました。
- 令和元年度の特別支援学校の学校間交流の提携校等は延べ47か所、地域交流の提携先は52団体、そして、居住地校交流を実施している児童生徒数は47人であり、各校において積極的に取り組んでいます。
- 小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒のほとんどが、一部の授業を通常の学級（交流学級）で受けたり、学校行事や学級会活動で通常の学級の児童生徒と一緒に取り組んだりして、校内で日常的に交流及び共同学習が行われています。

※12：県内の公立高等学校及び当該高等学校に在籍している特別な支援が必要な生徒に対し、富士見支援学校に設置する「高校生こころのサポートルーム」が、総合教育センターの協力・助言のもと当該生徒が円滑に高等学校生活を送るための教育的な支援を行う事業のこと。

4 教員の専門性の向上と配置

(1) 研修の充実

- 県教育委員会では、管理職、特別支援教育コーディネーター、特別支援学級や通常の学級担任、通級による指導担当者等、全ての学校において特別支援教育に関する専門性の向上を目指して、各種研修会や協議会等を開催してきました。
- 校種や役割ごとのニーズを踏まえた、より実践的な研修を企画することで、各学校からの研修会の受講率が向上しました。
- また、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の専門研修及び指導者の養成研修に教員を派遣してきました。派遣対象者を小・中学校及び高等学校の教員に拡大し、全校種における専門性の向上を進めてきています。

(2) 専門性の高い教員の計画的養成と配置

- 特別支援学校教員及び特別支援学級担任の免許保有率の向上を図るため、特別支援学校教員免許法認定講習を開催してきました。受講者の数は年々増加し、特別支援学校教諭免許状保有率が向上してきています。
- 特別支援学校と他校種間の人事交流については、小・中学校及び高等学校の教員を人事交流により特別支援学校に配置しています。

5 特別支援教育の総合的な推進

- 平成25年度から27年度まで取り組んだ「山梨県特別支援教育体制強化事業」を、平成28年度から「山梨県インクルーシブ教育推進事業」に引継ぎ、本県の特別支援教育推進のための体制強化に取り組んできました。
- この事業では、全体会議と2つの専門部会（合理的配慮専門部会、医療的ケア運営部会）で構成するインクルーシブ教育システム推進連携会議を設置し、教育、医療、福祉、労働等の関係者が連携し、各分野の様々な機能を活用することで特別支援教育のより一層の充実を図り、インクルーシブ教育システムの推進のための取組について検討を進めてきました。

6 他プランとの連携

- 障害のある人の福祉の向上のための基本的な方向を示す「やまなし障害児・障害者プラン2018」及び子育てしやすい環境づくりに向けての取組を示した「やまなし子ども・子育て支援プラン」には、「やまなし特別支援教育推進プラン」を反映した施策が定められています。
- これらのプランにおいて定められた特別支援教育に関連のある施策について、関係部局と連携した取組を進めています。

第4章 本県の特別支援教育の推進

1 施策の方針

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの理念に基づき、幼児児童生徒一人ひとりの障害の状態やニーズに応じて、その可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加に必要な力を培う特別支援教育を推進します。

- 本県が推進する特別支援教育は、障害のある子どもの自立と社会参加に向けて、その持てる力を最大限引き出すとともに、全ての子どもの多様性を包容するインクルーシブな教育であり、個人に必要な合理的配慮が提供される教育です。
- 障害の有無にかかわらず、全ての子どもにそれぞれの教育的ニーズがあるという視点に立ち、身近な地域で支援を受けられ、全ての子どもが多様性を認め合いながら、共に学び、共に育つことができる教育を目指していくことが重要です。
- 可能な限り共に学ぶことを目指すと同時に、障害のある幼児児童生徒の教育的ニーズに応じて、その時点で最も的確な指導を提供できる多様で柔軟な学びの場を整え、切れ目のない指導や支援を行う体制整備が不可欠です。
- このような考えの下、障害のある人もない人も共にお互いを尊重しながら活躍できる社会の実現に向け、本県の特別支援教育の更なる充実に取り組みます。

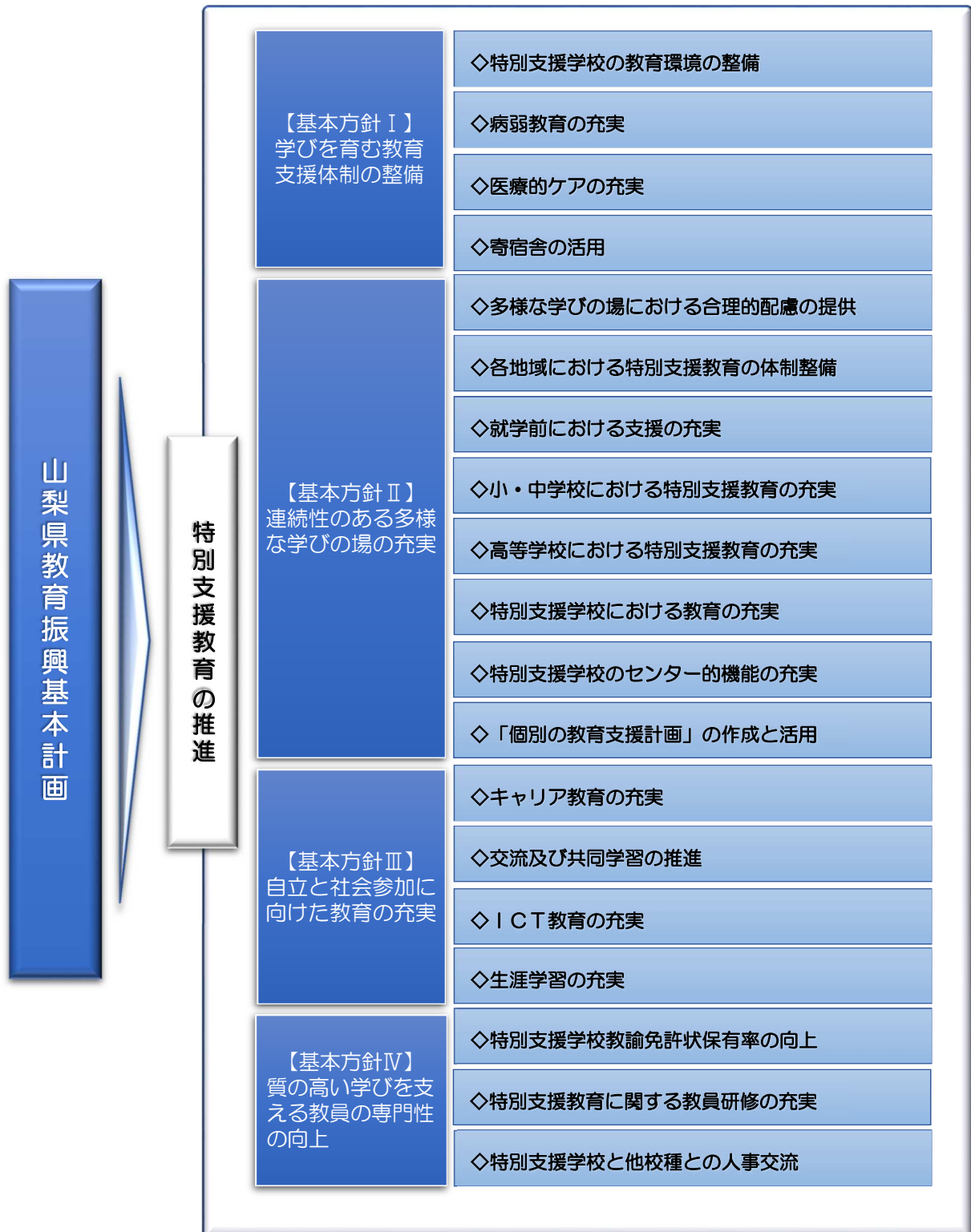
2 施策の体系

- 本県では、令和元年6月に「山梨県教育振興基本計画」を策定しました。この計画では、新しい時代を拓く本県教育の進むべき方向とその実現に向けた基本的な施策を明らかにしています。
- このプランは、「山梨県教育振興基本計画」における施策の概要「特別支援教育の推進」に示されている4つの取組の柱を、以下のとおり基本方針ⅠからⅣとして構成しています。

基本方針Ⅰ 学びを育む教育支援体制の整備
基本方針Ⅱ 連続性のある多様な学びの場の整備
基本方針Ⅲ 自立と社会参加に向けた教育の充実
基本方針Ⅳ 質の高い学びを支える教員の専門性の向上

- この4つ基本方針を基に策定した19の施策を、次の体系図に示します。

やまなし特別支援教育推進プラン2020体系図



3 施策の展開

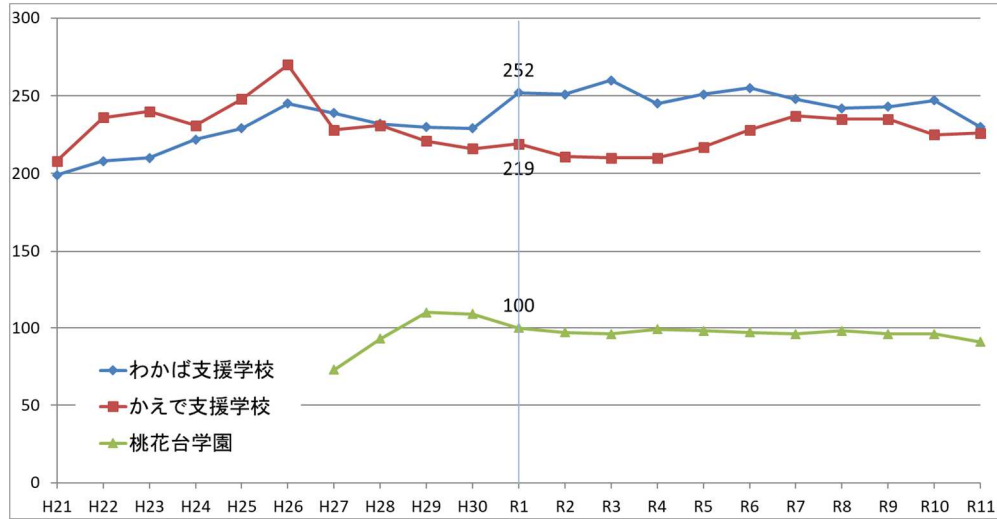
【基本方針Ⅰ】学びを育む教育支援体制の整備

- 特別支援学校の教育施設の整備及び適正規模・適正配置等について検討を進め、特別支援学校の教育の充実を図ります。また、子どもたちの障害の重度・重複化、多様化に対応するために、医療、福祉等の関係機関と連携し、病弱教育や医療的ケア対象児童生徒の教育保障のための教育支援体制の強化を図ります。
- 「山梨県子どもこころサポートプラザ」内に新たに設置する児童心理治療施設に併設する「特別支援学校うぐいすの杜学園」において、児童生徒の状態に応じた教育を実施します。

(1) 特別支援学校の教育環境の整備

- ① 知的障害特別支援学校への対応について
 - 知的障害者を対象とした特別支援学校であるわかば支援学校及びかえで支援学校の在籍者数は200人を超えた状態が続いていますが、今後も数年間はこの状態が維持されると見込まれます。
 - 軽度知的障害生徒の一般就労を目指すとともに、知的障害特別支援学校の大規模化の解消を図るため、平成27年度に桃花台学園（全校144人定員）を開校しましたが、これまで定員割れの状況が続いています。
 - 高等部進学の際に、桃花台学園を選択肢としていた生徒の中に、通学における利便性の悪さや満室が続く寄宿舎に入舎できるかという不安から、桃花台学園進学を選択しない生徒が多くおり、これがわかば支援学校及びかえで支援学校の大規模化につながっています。

わかば支援学校・かえで支援学校・桃花台学園の在籍者の推移及び将来推計〔人〕



高校改革・特別支援教育課調べ

わかば支援学校及びかえで支援学校の普通教室の不足の状況〔室〕

学校	設置普通教室数		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
わかば支援学校	40教室	必要数	43	44	46	45	47	49	49	54
		不足数	3	4	6	5	7	9	9	14
かえで支援学校	39教室	必要数	43	48	53	46	48	45	44	48
		不足数	4	9	14	7	9	6	5	9

高校改革・特別支援教育課調べ

桃花台学園の在籍者数の状況〔全校144人定員〕

	H27	H28	H29	H30	R1
在籍者数	73	93	110	109	100
在籍率	50.7%	64.6%	76.4%	75.7%	69.4%

高校改革・特別支援教育課調べ

施策の
方向性

- ・知的障害特別支援学校の大規模化と教室不足の解消に取り組みます。
- ・桃花台学園の定員充足を図ります。

具体的な取組

- わかば支援学校の学区から桃花台学園に入学する生徒の割合が低いため、新たにスクールバスを運行させ南アルプス市方面からの通学の利便性の確保を図ります。
- 空室のある寄宿舍の活用など、特別支援学校の教育環境の課題解決に向けて継続的に取り組めます。
- 県内の学校関係者や中学生に対して、桃花台学園の教育活動等についての周知を図り、桃花台学園の志願者数の増加、定員の確保に取り組めます。

② 安心・安全な教育施設

- ろう学校校舎は、移転新築後40年経過し老朽化が進んでいます。
- 甲府支援学校校舎の一部や体育館等は、築35年以上経過し老朽化が進んでいます。
- わかば支援学校ふじかわ分校は、平成19年に敷地内の一部が土砂災害警戒区域に指定されました。
- 各市町村が策定しているハザードマップによると、盲学校、ろう学校、甲府支援学校、わかば支援学校ふじかわ分校及び富士見支援学校が、洪水浸水想定区域内に所在しています。

施策の 方向性

- 安心で安全な教育環境整備に努めます。

具体的な取組

- 「長寿命化対象建築物」の対象である校舎については、「山梨県立学校施設長寿命化計画」に則り、計画的な改修を進めます。
- わかば支援学校ふじかわ分校及び洪水浸水想定区域内にある特別支援学校については、避難確保計画に基づき、平時から大雨警報や土砂災害警戒情報が発令されたことを想定した訓練等を実施するとともに、非常時には関係部局や地元市町村と連携しながら児童生徒の安全を確保します。

(2) 病弱教育の充実

①病弱である児童生徒の教育体制

- 本県には病弱特別支援学校が県立中央病院（富士見支援学校）と県立北病院（富士見支援学校旭分校）にそれぞれ併設されています。富士見支援学校本校の在籍者数は、近年増加傾向にあります。旭分校はやや減少傾向にあります。また、両校には高等部が設置されていません。
- 本県の病院内に設置されている小・中学校の病弱・身体虚弱特別支援学級（院内学級）は5学級のみです。小児慢性特定疾病児童等の多くは、山梨大学医学部附属病院で入院加療しており、当該病院内の院内学級で学習しています。
- 院内学級の設置されていない地域の中核病院に入通院している児童生徒に対する学習保障は、主に在籍校が担っており、その多くは課題プリント等による自主学習の状況です。

病院併設特別支援学校・院内学級在籍者数（R1.9現在）〔人〕

学校学級	学校名	在籍者数	1年以上の入通院児	最長入通院月数
特別支援学校	富士見支援学校（県立中央病院併設）	17	6	2年6か月
	富士見支援学校旭分校（県立北病院併設）	3	0	5か月
院内学級	中央市立玉穂南小学校下河東分校（山梨大学医学部附属病院内）	5	0	6か月
	中央市立玉穂中学校下河東分校（山梨大学医学部附属病院内）	2	0	9か月
	甲府市立山城小学校分校（市立甲府病院内）	0	0	
	甲府市立城南中学校分校（市立甲府病院内）	0	0	
	富士吉田市立吉田小学校分校（富士吉田市立病院内）	0	0	

高校改革・特別支援教育課調べ

施策の方向性

- ・本県における病弱教育の在り方を検討します。

具体的な取組

- ・高等部の設置を含め、高校生段階の病弱生徒の教育環境の在り方について、検討します。
- ・小児慢性特定疾病児童等の教育機会を確保するための取組を進めます。
- ・地域の中核病院等に入通院している児童生徒の教育保障の在り方について、検討します。

②特別支援学校うぐいすの杜学園の教育

- 子どもの心のケアに係る総合拠点として「山梨県子どものこころサポートプラザ（以下「サポートプラザ」という）」が令和2年4月に開設します。また、サポートプラザ内に新設する児童心理治療施設「子ども心理治療センターうぐいすの杜」に併設して病弱を対象とした「特別支援学校うぐいすの杜学園（以下「うぐいすの杜学園」という）」が開校します。
- うぐいすの杜学園は、児童心理治療施設に入所・通所する学齢の児童生徒に対して、小学校及び中学校に準ずる教育を行うとともに、一人ひとりの状態に応じて、学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導（自立活動）を行います。
- サポートプラザ内の機関（中央児童相談所、こころの発達総合支援センター、児童心理治療施設、うぐいすの杜学園）が連携して子どもの支援に当たることが重要です。

施策の
方向性

- ・関係機関と連携し、一人ひとりの障害等の状態に応じ、専門性のあるきめ細やかな教育を提供します。

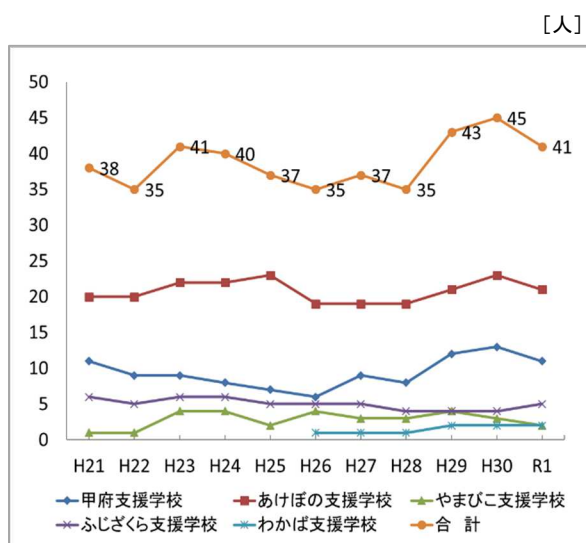
具体的な取組

- ・サポートプラザ内の各機関と連携し、児童生徒の状態や治療方針等に応じた教育を行います。
- ・精神疾患等についての研修・研究を重ね、病弱児童生徒の病理・心理について、教員の専門性を高めます。
- ・他県の児童心理治療施設入所児の教育機関や、県内の病弱教育に関わる学校の教育実践等の実績を収集し、病弱特別支援学校としての教育内容の充実を図ります。

(3) 医療的ケアの充実

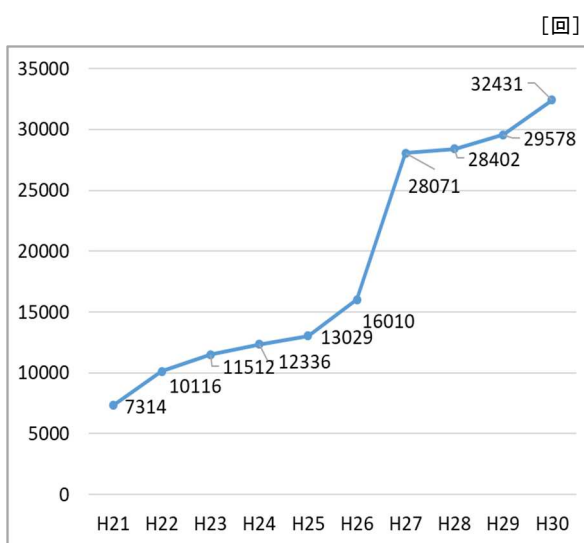
- 医療的ケアが必要な児童生徒が安心して安全な学校生活が送れるよう、各校の状況に応じて看護師を配置し、適切な医療的ケアの実施に努めてきました。また、教員が特定行為従事者としての認定を受け、児童生徒に特定の行為（経管栄養と喀痰吸引）が実施できるよう、研修体制を整えてきました。
- 令和元年度の県内特別支援学校における医療的ケア実施校は5校です。医療的ケアが必要な児童生徒は、通学生41名、訪問生15名が在籍（5月1日現在）しています。各校に計12名の学校看護師を配置し、医療的ケアを実施しています。また研修を修了し特定行為従事者の認定を受けた教員は、延べ21名います。
- 特別支援学校に在籍する、医療的ケアが必要な児童生徒の障害は重度化が進み、一人に複数の医療的ケアがある、頻回であるなど、各校の医療的ケア実施回数は増加傾向にあります。また酸素療法や人工呼吸器の管理など、特定行為以外の医療的ケアが必要な児童生徒も多くなってきました。
- 県内の小・中学校には、医療的ケアが必要な児童が2名在籍しています。今後も小・中学校へ医療的ケアが必要な児童生徒が就学することが見込まれます。
- 医療的ケアが必要な児童生徒については、学校生活の一部について制限されることがありますが、できる限り他の児童生徒と同様の教育活動を確保することが望まれます。

各特別支援学校における医療的ケア対象児童生徒数の推移



※訪問教育を除く通学生のみ集計

県内特別支援学校の医療的ケア実施数(4月～12月)の推移



※各年度の4月～12月の実績

施策の
方向性

- ・安心・安全な「学校における医療的ケア」の実施体制を確保します。

具体的な取組

- ・医療・保健・福祉等の関係機関と連携し、就学に係る早期からの支援体制の在り方について検討します。
- ・医療的ケアが必要な児童生徒の小・中学校への就学等に係り、小・中学校における医療的ケアの体制整備の推進について、市町村教育委員会と連携した取組を進めます。
- ・医療的ケアが必要な児童生徒が在籍する特別支援学校に、医療的ケアの内容等に応じて適切に学校看護師を配置します。
- ・教員による特定行為実施に係る研修の受講を促進し、教員と学校看護師が連携した医療的ケアの研修を実施します。
- ・医療的ケアに係る研修の充実を図り、安心・安全に医療的ケアが実施できる教育環境を整備します。
- ・他の児童生徒と同様の学校生活を送るために、医療的ケア対象児童生徒及び保護者への支援方策について、検討を進めます。

(4) 寄宿舎の活用

- 寄宿舎は、遠距離や家庭事情といった、自宅から通学することが困難な児童生徒の通学を保障するために設置されています。
- 寄宿舎は、小学部から高等部までの異年齢集団による生活の場であり、児童生徒の生活指導を通じて社会性の育成等も図っています。
- 本県では、盲学校、ろう学校、甲府支援学校、わかば支援学校、やまびこ支援学校、桃花台学園の6校に寄宿舎を設置していますが、県内の特別支援学校の適正配置が進み、自宅から通学が可能となった児童生徒が増えたため、通学保障を理由とした利用者が減少しています。

- 平成27年4月に開校した桃花台学園は、通学区域が全県に渡るため、寄宿舍を設置しています。桃花台学園では、男子棟の入舎希望者が定員より多いため、満室の状態が続いています。
- 寄宿舍においては、寄宿舍指導員が入舎児童生徒の生活指導等に当たります。障害の状態等が多様化している児童生徒に対して、適切に指導・支援を行う必要があります。

施策の
方向性

- ・ 今後の寄宿舍の在り方について検討します。
- ・ 桃花台学園生徒の通学保障の在り方について検討します。

具体的な取組

- ・ 各校寄宿舍の利用状況を踏まえた今後の寄宿舍の在り方、より効果的な活用方策について検討を進めます。
- ・ 利用希望の多い桃花台学園の寄宿舍については、施設設備や他校の寄宿舍活用などの方策について検討を進めます。
- ・ 児童生徒の障害等の状態に応じた適切な生活指導を実施するため、寄宿舍指導員の研修の充実を図ります。
- ・ 各校の入舎状況、児童生徒の障害の状態等に応じて、期間や曜日を決めた利用や泊を伴わない利用など、将来の自立に向けた社会性の育成を目指した活用を進めます。

【基本方針Ⅱ】連続性のある多様な学びの場の充実

- 全ての学校において、一人ひとりの障害等の状態に応じた学級経営や学習指導の取組を推進するとともに、「通常の学級」、「通級による指導」、「特別支援学級」、「特別支援学校」それぞれの学びの場における教育を充実させます。
- 教育事務所等の関係機関と連携し、就学前の幼児の障害等に応じた支援や就学に係る支援の充実を図ります。また、「サポートノート」や「個別の教育支援計画」等の作成と活用を促進し、就学前から高等学校卒業まで切れ目ない教育支援の体制強化を図ります。
- P T等専門家を活用し、特別支援学校のセンター的機能における専門性をさらに高め、多様な学びの場における指導・支援を充実させます。

(1) 多様な学びの場における合理的配慮の提供

- 県教育委員会では、平成26年度から特別支援学校における合理的配慮実践研究事業を実施しています。また、平成28年度から「インクルーシブ教育推進事業」において合理的配慮専門部会を設け、合理的配慮の提供や質的向上を図るための検討を行っています。
- 平成28年には、「授業支援ガイドブック」の改訂及び「個別の教育支援計画」の様式の見直しを行い、合理的配慮を明記する様式に変更しました。各学校では、「個別の教育支援計画」の作成と活用を通して合理的配慮の提供に努めています。
- 特別な支援が必要な児童生徒が増加しており、各学校や市町村教育委員会においては、合理的配慮についての理解をさらに深めるとともに、合理的配慮の提供及び基礎的環境整備の充実が求められます。

施策の 方向性

- ・適切な合理的配慮の提供を促進し、多様な学びの場における一人ひとりの教育的ニーズに的確に応えられる教育の充実を図ります。

具体的な取組

- 合理的配慮に係る保護者との合意形成、内容の見直しや評価、引継ぎ等の参考になる取組事例を蓄積し、各学校に情報を提供します。
- 校長のリーダーシップの下、校内委員会がより効果的に機能するように市町村教育委員会及び各学校に対して指導・助言を行います。
- 「インクルーシブ教育推進事業」において、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係者が連携し、障害のある幼児児童生徒への合理的配慮の提供やその質的向上を図るための検討を行います。

(2) 各地域における特別支援教育の体制整備

- 特別支援学級に在籍する児童生徒数及び通級による指導を利用している児童生徒数は年々増加しており、市町村教育委員会が指導・助言をする事例や、就学先の決定に係る困難な事例も増えています。
- 市町村教育委員会によっては、指導や支援、就学先の決定等の特別支援教育に係る指導主事が配置されていないことがあります。
- 各地域の特別支援教育の充実には、市町村教育委員会の役割が非常に重要なことから、各市町村教育委員会の特別支援教育担当職員に対する研修会や情報提供の場を設けてきました。
- 市町村教育委員会の取組をさらに充実させるためには、県内の4地域に設けられている各教育事務所が、管内の各市町村教育委員会と連携し、地域や学校の状況を踏まえた指導や助言を行う必要があります。

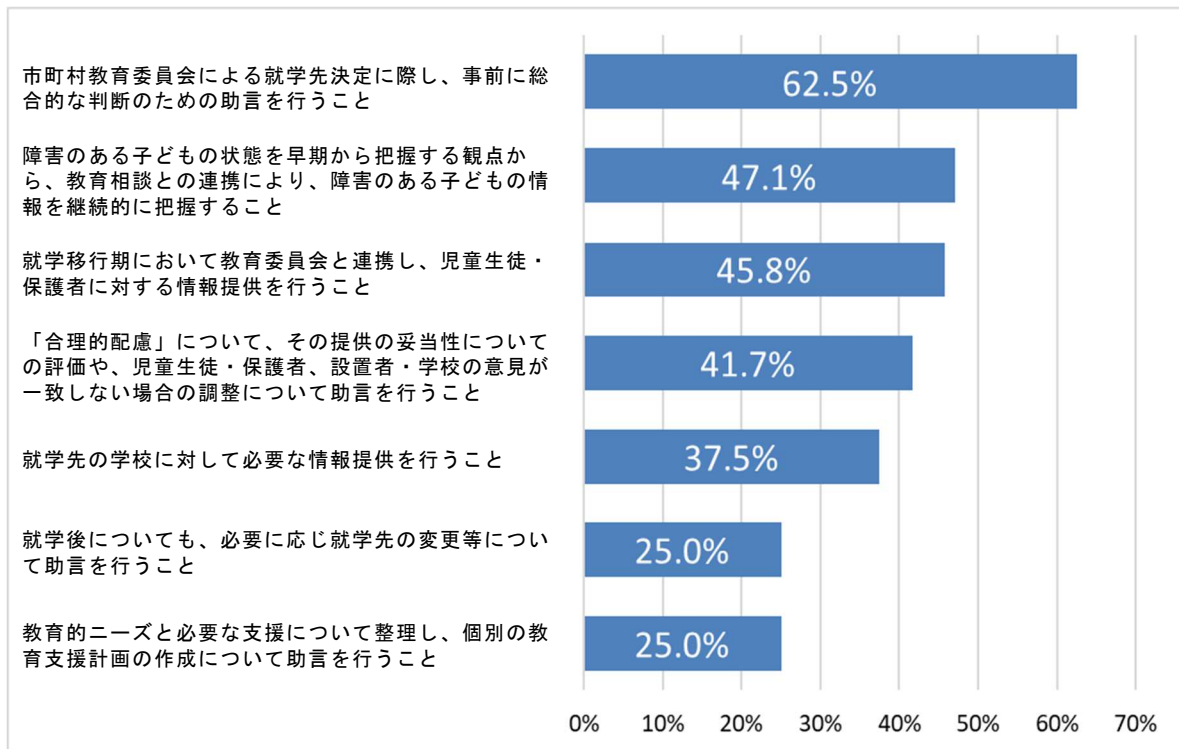
施策の 方向性

- 各地域における指導・支援等を充実させるために、各教育事務所と市町村教育委員会の連携体制を強化します。

具体的な取組

- 特別な支援が必要な児童生徒に係る相談や助言、就学支援等について、教育事務所と市町村教育委員会との、よりよい連携の在り方について検討します。
- 教育事務所担当者や市町村教育委員会担当者を対象とした特別支援教育に関する研修会や情報交換の場の充実を図ります。

「H29市町村（地区）教育支援（就学指導）委員会の現状等に関する調査」
各市町村が当該委員会等の機能として必要性が高いと考えている項目



高校改革・特別支援教育課調べ

(3) 就学前における支援の充実

- ① 市町村教育委員会の就学支援体制への支援
- 市町村教育委員会では、障害のある幼児の就学に当たり、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先の判断を行います。
- その際、本人・保護者に対し十分な情報提供をしつつ、その意見を最大限尊重し本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が就学先を決定します。
- 市町村教育委員会は、早期からの教育相談・支援による相談機能を高め、十分に話し合い、意見が一致するように努めるなど、合意形成のプロセスを丁寧に行う必要があります。
- 県教育委員会では、就学先の決定に当たり、各地区における教育支援委員会等がその機能を十分に発揮することができるように、各市町村等に情報提供及び助言を行ってきました。

施策の 方向性

- ・市町村教育委員会の主体的な就学支援の充実を図ります。
- ・県内9地区の教育支援委員会の機能の充実を図ります。

具体的な取組

- ・市町村教育委員会を対象に、障害のある幼児の就学についての研修会を開催し、特別支援学校のセンター的機能による専門家や就学支援アドバイザーの活用等について周知を行います。
- ・早期からの教育相談や就学支援及び就学後のフォローアップ等を充実させるため、県内9地区の教育支援委員会の設置の在り方や運営方法について、就学事務担当者説明会及び研修会等において、情報提供及び助言を行います。
- ・就学先の決定に係る合意形成や合理的配慮の妥当性等について、市町村教育委員会からの依頼に対し、県教育支援委員会からの意見等を基に助言を行います。

② 就学前の幼児への支援

- 障害のある子どもへの早期からの一貫した支援のために、障害のある幼児に関する情報を関係機関が共有し活用するための「サポートノート」及び「就学支援シート」を作成し、保護者等に活用を促してきました。
- 保護者が作成した「サポートノート」及び「就学支援シート」が就学先の学校に円滑に引き継がれ、各学校で指導や支援が充実することが重要です。
- これまで、幼稚園、保育所、こども園、児童発達支援事業所等の職員を対象に研修会を開催してきましたが、幼児期における特別支援教育を充実するためには、さらに研修の機会を提供することが必要です。

施策の
方向性

- ・ 障害のある幼児に係る就学前の支援の充実を図ります。

具体的な取組

- ・ 就学前の支援の充実及び就学後の支援への円滑な引き継ぎのため「サポートノート」及び「就学支援シート」の作成と活用について、あらゆる機会を通して医療、保健、福祉等の関係機関にさらに周知します。
- ・ 特別支援教育及び障害のある幼児の就学の仕組み等について、幼稚園、保育所、こども園や児童発達支援事業所等の職員を対象とした研修会を開催します。

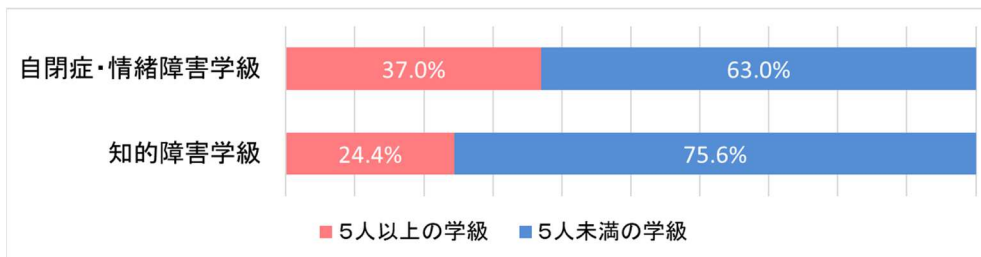
（４）小・中学校における特別支援教育の充実

① 特別支援学級における教育

- 特別支援学級の編制においては、5名以上在籍する学級や、3学年以上にまたがる学級も多くあり、一人ひとりの児童生徒の発達段階や特性等に応じた指導や支援を充実させる必要があります。

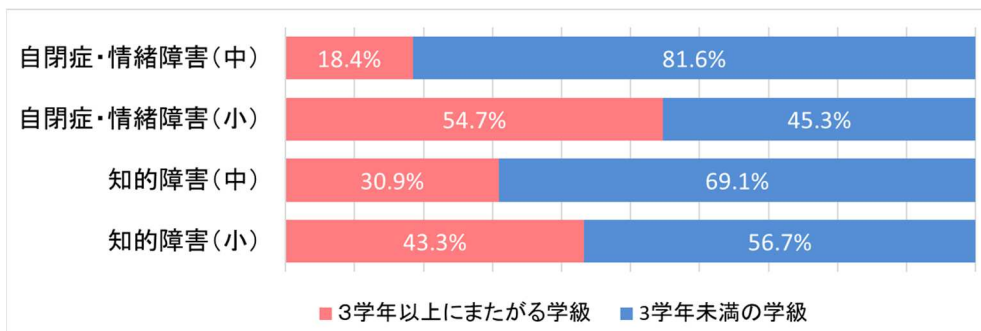
- 特別支援学級の設置数が増加する一方で、短期間での学級担任の異動や経験の浅い教員による担当など、特別支援教育についての専門性を確保することが課題となっています。
- これまで「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成を促進し、特別支援学級に在籍する児童生徒についてはほぼ全員が作成していますが、関係機関と連携した有効な活用について推進する必要があります。
- 情緒障害を主たる障害として在籍する児童生徒の中には、発達障害の二次的障害と考えられる状態の児童生徒も多くいることから、発達障害に関する理解促進と専門性向上のため、各学校では特別支援教育に係る校内研修会等を開催しています。
- 特別支援学級の教育課程編成に係る調査では、学級担任が自立活動の指導について困難さを感じていることが明らかになりました。

1 学級に 5 人以上在籍する特別支援学級の割合 (R 1)



高校改革・特別支援教育課調べ

1 学級に在籍する児童生徒の学年が 3 学年以上にまたがる特別支援学級の割合 (R 1)



高校改革・特別支援教育課調べ

施策の
方向性

- ・特別支援学級における障害種に応じた教育の充実を図ります。

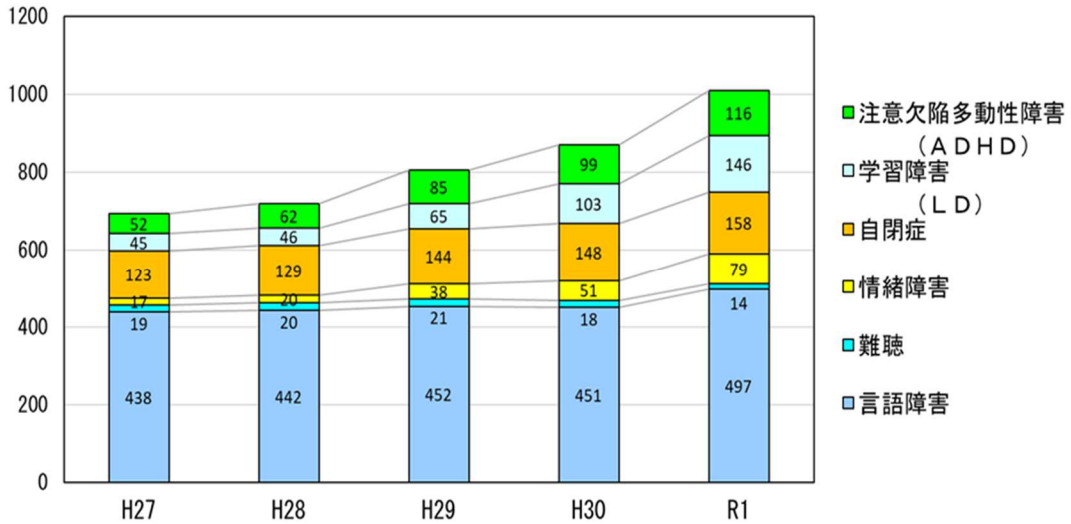
具体的な取組

- ・公立小・中学校の特別支援学級の学級編制基準を、国が定める8人に対し、本県独自に7人へ引き下げ、特別な支援を必要とする児童生徒によりきめ細かく対応できるよう体制を強化します。
- ・各特別支援学級からの要請に積極的に応じ、在籍する児童生徒の障害等の状態に応じた自立活動について具体的に指導・助言します。
- ・「個別の教育支援計画」の意義や活用方法等について周知し、関係者間における活用・連携を促進します。
- ・在籍する児童生徒の状況等を踏まえ、各市町村教育委員会の特別支援教育支援員配置を促進します。
- ・在籍する児童生徒一人ひとりの障害等の状態に応じた教育課程の編成や教育実践に係る研修を設定し、担当する教員の専門性の向上を図ります。

② 通級による指導

- 発達障害や情緒障害の児童生徒が増加しており、その状態も多様化しています。
- 自校や近隣校に通級指導教室が設置されていないために、希望はあるものの通級による指導を利用しない児童生徒もいます。
- 通級による指導を担当する教員の入れ替わりや、経験の浅い教員も担当することから、特別支援教育に係る専門性の確保が課題となっています。
- 他校の通級指導教室を利用する場合、通級による指導担当者と通常の学級担任との間の円滑な連携が求められます。
- 関係者間で指導や支援を円滑に連携するため、「個別の教育支援計画」の作成が必要ですが、まだ作成が十分に進んでいない状況です。
- 障害種ごとに特別支援学級が設置されていますが、児童生徒の障害の状態によっては、通級による指導の方が望ましいケースがあります。

小・中学校における通級による指導の利用者数の推移 [人]



高校改革・特別支援教育課調べ

施策の
方向性

- ・児童生徒が特性に応じた必要な指導・支援を受けられる体制の強化を図ります。

具体的な取組

- ・「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成・活用について実践事例や活用モデルを示し、作成を促進します。また、作成・活用を通して、通級による指導担当者と通常の学級担任との連携を促進します。
- ・特別な支援が必要な児童生徒のニーズに応じた通級指導教室の設置について、市町村教育委員会に対してさらに働きかけます。
- ・発達障害のある児童生徒が、それぞれの障害の特性等に応じた適切な指導・支援が受けられるよう、指導方法や教材等の研究を進めます。
- ・「学習障害等のある児童生徒への支援体制強化事業」の成果を踏まえ、指導モデルの提示や経験年数等に応じた専門研修を提供します。
- ・通級指導教室が対象とする障害種の在り方について、検討を進めます。

③通常の学級における教育

- インクルーシブ教育システムの構築が推進され、特別な支援が必要な児童生徒の学びの場は、柔軟に提供されます。通常の学級においても、特別な支援が必要な児童生徒が多数在籍しています。
- 「個別の教育支援計画」の作成及び活用や障害のある児童生徒理解の促進など、通常の学級担任を対象とした専門性向上のための研修等を開催してきました。
- 通級による指導を利用している児童生徒が在籍している場合、通級による指導担当者との連携が重要ですが、他校通級の利用者が増加していることから、円滑な相互連携に課題があります。

施策の
方向性

- ・特別な支援が必要な児童生徒の理解を促進し、教育環境整備、学級づくり、授業づくり、生徒指導の充実を図ります。

具体的な取組

- ・児童生徒の困難さに応じた指導内容の選定や指導方法の工夫など、通常の学級における具体的な実践事例を研修会等で提供し、通常の学級担任の専門性を向上します。
- ・「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の活用事例等を示し、通常の学級担任と通級による指導担当者との間の活用を促進し、円滑な連携を深めます。
- ・通常の学級において、特別な支援が必要な児童生徒の実態について調査を行い、指導方法の研究を進めます。

(5) 高等学校における特別支援教育の充実

- 令和元年度、県内公立高等学校を対象に実施した調査によると、県内公立高等学校に特別な支援が必要な生徒が500人程度在籍していることが分かりました。
- 高等学校において特別な支援が必要な生徒に対して、切れ目ない適切な指導及び必要な支援を行うためには、出身中学校との情報の引継ぎが重要です。

公立高等学校における特別な支援が必要な生徒の状況 [人]

障害名	医師の診断がある生徒の数								診断名はないが疑いのある生徒の数								合計	在籍率	
	視覚	聴覚	肢体	病弱	知的	LD ^{※1}	ADHD ^{※2}	自閉症等 ^{※3}	視覚	聴覚	肢体	病弱	知的	LD	ADHD	自閉症等			
H23	3	6	10	34	0	5	9	24						35	39	36	53	254	1.17%
H25	1	13	16	27	7	2	17	37						55	55	56	122	408	1.95%
H27	2	17	13	54	3	6	17	53	2	4	2	28	0	29	27	125	382	1.92%	
H29	8	24	18	87	8	8	39	83	0	1	2	48	1	16	29	97	469	2.48%	
R1	16	14	19	93	10	7	56	85	2	5	4	30	4	27	43	88	503	2.83%	

LD^{※1}：学習障害

ADHD^{※2}：注意欠陥多動性障害

自閉症等^{※3}：自閉症、高機能自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害、自閉症スペクトラム障害

高校改革・特別支援教育課調べ

施策の方向性

- ・高等学校において特別な支援が必要な生徒に対する指導・支援の充実を図ります。

具体的な取組

- ・特別支援教育コーディネーターの会議や研修会を通じて資質向上を図るとともに、校内委員会の定期開催の促進等、校内支援体制の強化・充実を図ります。
- ・特別支援学校のセンター的機能の活用等を通して、高等学校における特別支援教育への理解促進と専門性の向上を図ります。
- ・「情報の引継ぎに係るガイドライン」を作成し、特別な支援が必要な生徒に対する支援方法や配慮等について、出身中学校から高等学校への切れ目のない引継ぎを推進します。
- ・高等学校における通級による指導実施校の拡大や、特別支援教育支援員の配置等、教育体制の充実について検討を進めます。

(6) 特別支援学校における教育の充実

- 特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の障害は重度・重複化、多様化しています。
- 各特別支援学校では、PT等専門家を配置し、専門的見地からの助言等を受けていますが、教員の障害に係る専門性をさらに向上させる必要があります。
- 授業改善につなげるための視点として、平成28年度から「やまなしスタンダード（特別支援学校版）」※13を策定し、特別支援学校でも少しずつ活用が進んでいます。

知的障害者を教育する特別支援学校に在籍する重複障害児童生徒の状況(R1) [人]

学校名	学部	在籍者数	重複障害学級在籍者数	重複障害者の割合(%)	知・肢	知・病	知・聴	知・視	知・肢・病	知・肢・視
わかば支援 (知的障害)	小学部	63	10	15.9%	2	6	1	1		
	中学部	53	13	24.5%	6	6		1		
	高等部	136	28	20.6%	3	23		1	1	
かえで支援 (知的障害)	小学部	83	16	19.3%	3	9				4
	中学部	40	4	10.0%	2	2				
	高等部	96	17	17.7%	7	7		2	1	
合計		471	88	18.7%	23	53	1	5	2	4

学校名	学部	通学児童生徒在籍者数	重複障害学級在籍者数	重複障害者の割合(%)	知・肢	知・病	知・視	知・肢・病	肢・知	肢・知・視	肢・知・病	肢・知・病・聴
ふじかわ分校 (知・肢併置)	小学部	11	1	9.1%	1							
	中学部	6	1	16.7%		1						
やまびこ支援 (知・肢併置)	小学部	17	5	29.4%	3						2	
	中学部	20	5	25.0%	2	1				2		
	高等部	37	4	10.8%		1			2		1	
ふじざくら支援 (知・肢併置)	小学部	33	11	33.3%	3		1		4	2		1
	中学部	25	4	16.0%	1				2		1	
	高等部	48	10	20.8%	2	2		1	2		2	1
合計		180	39	21.7%	11	4	1	1	10	4	6	2

高校改革・特別支援教育課調べ

施策の
方向性

・幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化に対応した教育の充実を図ります。

※13：授業改善を目的とし、授業者と授業参観者が同じ視点で授業を見つめることで、その成果や課題をより具体的に把握・共有できるように、授業づくりにおける7つの視点を設けたもの。

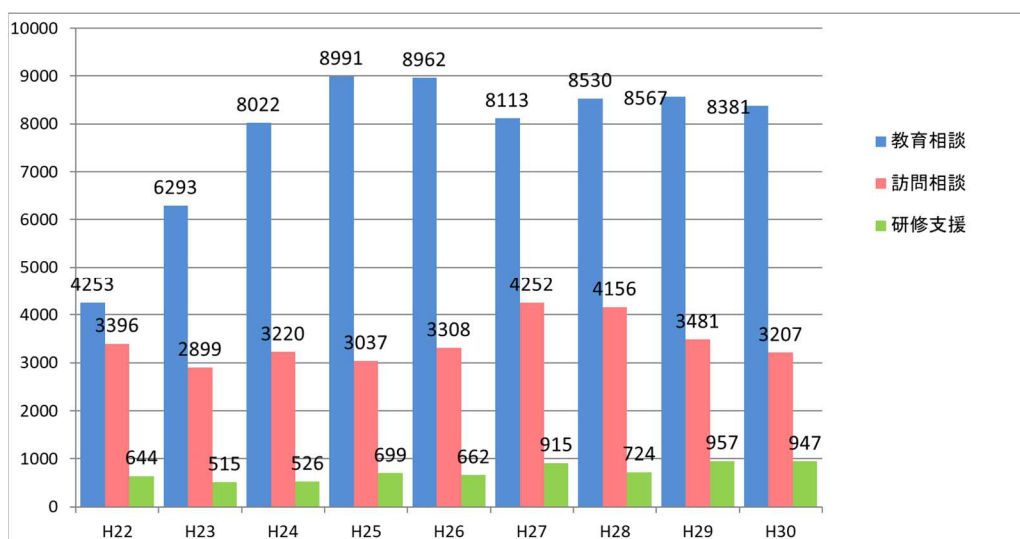
具体的な取組

- 重度・重複化、多様化する児童生徒の障害等の状態に応じた指導・支援のため、PT等専門家の活用や特別支援学校間の連携を推進し、特別支援学校教員の専門性の向上を図ります。
- 「個別の教育支援計画」に明記した合理的配慮に基づいた指導・支援を推進します。
- 「やまなしスタンダード（特別支援学校版）」の活用を推進し、授業改善を図ります。

(7) 特別支援学校のセンター的機能の充実

- 各特別支援学校は、各障害種に係るセンター的機能発揮のために必要な経験や知見を蓄積し、専門性向上に努めています。
- 各特別支援学校にPT等専門家を配置し、センター的機能の強化を図っています。
- 幼稚園等、小・中学校及び高等学校からの、センター的機能に対する支援要請は年々増加し、問題は複雑化・多様化していることから、より専門的な知識や支援が必要となっています。

特別支援学校のセンター的機能の発揮状況の推移（各年4月～1月実績） [時間]



高校改革・特別支援教育課調べ

施策の
方向性

- 多様なニーズに対応できるよう特別支援学校のセンター的機能の強化を図ります。

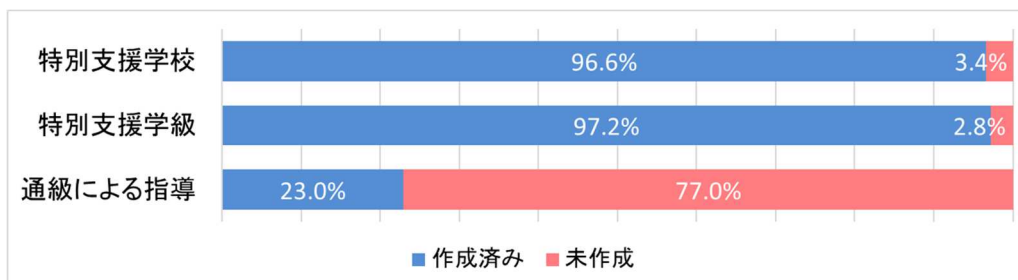
具体的な取組

- 多様な支援要請に対応するため、総合教育センターで実施する「特別支援学校コーディネーター等相談支援資質向上研修」の内容を充実し、特別支援学校のコーディネーターの専門性向上を図ります。
- P T等専門家の活用により得られた助言または援助を蓄積し、「P T等専門家の活用事例」として小・中学校等に周知し活用を図ることで、小・中学校等における主体的な取組を促進します。

(8) 「個別の教育支援計画」の作成と活用

- 「個別の教育支援計画」を作成し、活用することにより、教育的ニーズの適切な把握、支援内容の明確化、保護者や関係機関との共通認識の醸成、連携強化、継続的な支援等が期待できます。
- 本県の特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の「個別の教育支援計画」は、ほぼ全員について作成されている状況ですが、通級による指導を利用する児童生徒の作成については、さらに促進する必要があります。
- 特別な支援が必要な児童生徒の学びの場は様々であり、学びの場の変更も柔軟に行われるようになっていきます。今後は、通常の学級においても、必要に応じて「個別の教育支援計画」を作成していくことが求められます。

「個別の教育支援計画」作成状況(H30)



※特別支援学級は小・中学校、通級による指導は小・中学校及び高等学校を合わせた割合

施策の
方向性

- 全ての学校で特別な支援が必要な児童生徒のために、医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関との連携を強化し、「個別の教育支援計画」の作成・活用を推進します。

具体的な取組

- 小・中学校及び高等学校における通級による指導を利用する全ての児童生徒に対して「個別の教育支援計画」の作成と活用を徹底するため、作成と活用方法に係る研修会等を開催するとともに、市町村教育委員会や教育事務所と連携して各学校への直接的な支援を行います。
- 「個別の教育支援計画」の作成意義や活用方法等について周知し、通常の学級における特別な支援が必要な児童生徒への作成・活用を推進します。
- 研修会等において「個別の教育支援計画」の実践事例や具体的な活用モデルを示し特別な支援が必要な児童生徒に対する活用を促進します。
- 「個別の教育支援計画 C 票（個別移行支援計画）」を有効に活用し、卒業後の就労・生活支援への円滑な移行を図ります。

【基本方針Ⅲ】 自立と社会参加に向けた教育の充実

- 障害のある児童生徒の可能性を最大限に伸ばし、将来の自立と社会参加に必要な力を培うために、関係機関との連携を強化するとともに、キャリア教育^{*14}の充実を図ります。また、共生社会の形成に向けて全ての児童生徒が経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育むため、交流及び共同学習を推進します。
- 児童生徒の障害等による学習上又は生活上の困難さを改善・克服するため、ICTの活用を促進します。また、学校卒業後の豊かな生活を見据え、生涯学習の充実を図ります。

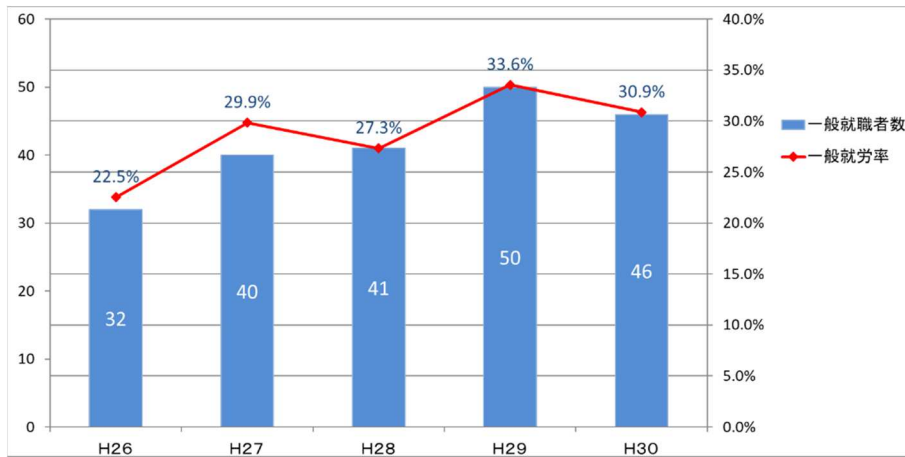
(1) キャリア教育の充実

- 障害のある児童生徒は、障害特性や経験不足等の要因により、将来の自立した社会生活をイメージしにくいという課題があります。そのため、幼児期から系統的なキャリア教育を行う必要があります。
- 各特別支援学校では、キャリア教育の全体計画を作成し、児童生徒一人ひとりに応じてキャリア発達^{*15}を促すとともに、生涯の生活を見据えて計画的に指導しています。
- 障害のある児童生徒が、主体的に社会参加していくために必要な力を育むには、体験的な学習を取り入れながら学ぶことが効果的です。各特別支援学校高等部では実際に社会の中で働くことを体験する「産業現場等における実習」を実施し、将来の生活にイメージをもたせ、卒業後の進路選択に生かしています。
- キャリア発達を促すためには、児童生徒が様々な学習や活動を積み重ね、中・長期的に自身の成長等を振り返ることが重要です。
- 軽度の知的障害のある生徒が一般就労を目指す桃花台学園は、職業専門コースの設置や障害者職業能力検定受検などの取組により一定の成果を上げていますが、雇用環境等に応じた、更なる教育内容の充実が必要です。

※14：社会的・職業的自立に向け、必要となる資質・能力の育成を通してキャリア発達を促す教育のこと。

※15：社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程のこと。

県立特別支援学校高等部卒業後の一般就労の状況 [人・%]



高校改革・特別支援教育課調べ

施策の
方向性

- ・各学校において、児童生徒一人ひとりの実態に応じたキャリア教育を推進します。

具体的な取組

- ・児童生徒一人ひとりの障害の状態、学校や家庭等の生活の中で果たす役割や経験等を踏まえ、計画的なキャリア教育を推進します。
- ・児童生徒が、主体的に自己の在り方や将来の生き方を意識し、自らの役割の価値や自分とその役割との関係を見いだしていく積み重ねができるようキャリア・パスポート^{※16}を活用し、継続したキャリア教育を推進します。
- ・桃花台学園においては、企業等の雇用ニーズと生徒の障害等の状態に応じた適切な就労を目指し、各コースの実習内容等の一層の充実を図ります。

※16：児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自分自身の変容や成長を自己評価するためのもの。

(2) 交流及び共同学習の推進

- 共生社会の形成に向けて、学習指導要領には交流及び共同学習の重要性が示されています。障害のある児童生徒の社会性を養い、障害のない児童生徒や保護者及び地域の人々の障害児（者）への理解が深めていくためには、交流及び共同学習は重要な取組です。
- 小・中学校においては、特別支援学級の児童生徒と通常の学級の児童生徒とが、学習場面や生活場面で日常的に活動を共にしており、障害の有無により分け隔てられないことがない共生の場があります。
- 各特別支援学校では、学校間交流、地域交流、居住地校交流に取り組んでいます。いずれの交流活動においても積極的な取組が重ねられ、特別支援学校及び交流先の学校等のそれぞれにおいて大きな成果を上げています。
- 特別支援学校の児童生徒が居住地校交流をする際に、受け入れる居住地の小・中学校において理解が得られにくい場合もあり、課題となっています。

施策の 方向性

- ・共生社会の形成に向けて、小・中学校、高等学校及び特別支援学校における、交流及び共同学習の充実を図ります。

具体的な取組

- ・交流及び共同学習の成果をホームページに掲載するとともに、管理職を対象とした研修会等において紹介するなど、交流及び共同学習の意義や目的等についての周知を図ります。
- ・特別支援学校に在籍する児童生徒の地域における社会参加を促進するとともに、学校卒業後の地域での生活も見据え、児童生徒の居住地交流がスムーズに行えるよう、居住地校交流の意義や実施上の留意点等について周知を図ります。
- ・共生社会の形成に向けて障害児（者）への理解を深めるために、学校間交流、地域交流、居住地校交流の交流先を広げていきます。

(3) ICT教育の充実

- 障害のある児童生徒は、移動やコミュニケーション等に課題があるために、社会参加の機会が制限される場合があります。ICT機器等の活用により、障害による学習上又は生活上の困難さを改善・克服し、社会参加の機会を拡大することができます。
- 教員が授業の中でICT機器等を活用することで、学習効果を高めることができるとともに、児童生徒がそれぞれの障害種に依りてICT機器等を活用することで、生活の質の向上を図ることができます。
- 児童生徒の障害の状態に依りて、活用するICT機器やソフトは多岐にわたります。通信環境も含めて学校のICT環境の充実が望まれます。
- 山梨県総合教育センターで実施するICT活用に関する研修会には、多くの教員が参加していますが、今後もICT機器等を授業で活用するための教員の指導力を高める必要があります。

施策の 方向性

- ・ ICT機器等を活用した教育活動を推進します。

具体的な取組

- ・ 特別支援教育におけるICT機器活用研修会を開催し、教員一人ひとりがICT機器等を活用し、授業実践できるよう教員の指導力向上を図ります。
- ・ ICT機器等を活用した優れた授業実践や指導方法等の情報を収集し、提供・周知することで、教員のICT教育に係る専門性の向上を図ります。
- ・ コミュニケーションツールとしての利用など、児童生徒の障害特性に応じた効果的なICT機器の活用事例を収集し、各校へ情報を提供します。
- ・ 特別支援学校におけるICT機器等の導入について、生徒用コンピュータの更新とともに検討します。

(4) 生涯学習の充実（スポーツ・文化芸術）

- 文部科学省は、「障害者の生涯学習の推進方策について（平成31年3月）」において、障害者の生涯学習については、特別支援学校を卒業してからのことではなく、在学中からの取組が必要であると示しています。
- また、特別支援学校学習指導要領及び同解説においては、学校における教育活動全体を通じて生涯学習への意欲を高めるとともに、地域の社会教育施設等における様々な学習機会に関する情報提供を行うなど、社会教育との連携を図った教育活動の推進を行うことが望ましいと示しています。
- 各特別支援学校においては、教育課程内でのスポーツや文化芸術活動への興味や関心を高める取組の他、課外活動である部活動を定期的に設定するなど児童生徒への積極的な取組が行われています。
- 県主催の「障害者スポーツ大会」や「山梨県障害者文化展」等が開催され、また特別支援学校・学級の同窓会や保護者・教職員によりバスケットボール、太鼓、絵画制作等のスポーツ・文化芸術等の取組が行われ、卒業生もこれらに多数参加しています。
- 障害者の生涯学習については、特別支援学校や特別支援学級卒業生の保護者、特別支援教育関係職員や障害者団体等がボランティアで運営しているのが現状です。また、これらの取組状況についての情報収集及び開催に係る周知や広報の方法については課題があります。

施策の 方向性

- ・障害のある児童生徒の卒業後の豊かな生活を見据え、教育活動全体を通じてスポーツ・文化芸術活動の充実を図ります。

具体的な取組

- ・キャリア教育全体計画や「個別の教育支援計画」における生涯学習の位置づけ等、学校の教育活動全体を通じた生涯学習の在り方について検討します。
- ・障害者のスポーツ及び文化芸術活動等の情報を収集し、各特別支援学校へ情報提供するとともに、関係部局と連携・協力し、障害者の生涯学習を推進します。

【基本方針Ⅳ】質の高い学びを支える教員の専門性の向上

- 様々な障害特性に対応できるより高い専門性を身に付け、それぞれの職種や役割に応じた資質向上を図るために研修を充実させます。
- 全ての教員の専門性の向上と、それぞれの学校における教育の充実に向けて、校種間の人事交流の促進を図ります。

（１）特別支援学校教諭免許状保有率の向上

- 平成27年の中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」において、令和2年度を目途に、特別支援学校ではおおむね全ての教員が当該領域免許状を保有すること、特別支援学級では現状（H27）の2倍程度の特別支援学校教諭免許状保有率を目指すことが示されました。
- 在籍する児童生徒の障害の重度・重複化、多様化への対応や、地域の小・中学校等へのセンター的機能の発揮等のため、特別支援学校の教員には高い専門性が求められています。
- 特別支援学級在籍者数や通級指導教室利用者数の増加に加え、通常の学級においても発達障害及び発達障害の可能性のある児童生徒は年々増加しており、小・中学校等の教員にも特別支援教育に係る専門性の確保は不可欠な状況です。
- 特別支援学校の教員には、在籍校の障害種に対応した専門領域の免許状を保有すること、また複数の障害領域の免許状を取得し、さらに専門性を高めていくことが求められます。
- 県教育委員会では、免許状保有率向上計画を定めて免許状取得を推進してきました。教育職員免許法認定講習（特別支援学校教員講習）の受講率及び免許状保有率は向上してきていますが、さらに、全ての教員が専門領域の免許状保有することを目指して推進していく必要があります。
- 小・中学校特別支援学級担任の特別支援学校教諭免許状保有率は、まだ低い状況にありますが、特別支援学級担任及び通級指導教室担当者は、各学校における特別支援教育の重要な担い手であることから、その専門性の向上は特別支援教育の充実に欠かせません。

施策の
方向性

- ・特別支援教育の専門性向上を目指し、各校種における特別支援学校教諭免許状の取得を推進します。

具体的な取組

- ・特別支援学校教員のうち、専門領域の免許状の未保有者には、免許状取得計画書の提出を求め、計画的な免許状取得を進めます。
- ・特別支援学校の教員に対して、免許状保有率向上計画及び免許状取得方法等を周知し、複数障害種の免許状取得を目的とした講習の受講を促進します。
- ・特別支援学級や通級による指導を担当する教員については、研修会等の機会に免許状保有の必要性について周知を図り、免許状取得を目的とした講習の受講を促進します。
- ・小・中学校及び高等学校の教員に対して、特別支援教育の専門性の向上のため、特別支援学校教諭免許状の取得を目的とした講習や取得方法等について周知し、受講率及び特別支援学校教諭免許状の保有率の向上を図ります。

（２）特別支援教育に関する教員研修の充実

- 平成28年の教育公務員特例法の改正に伴い、本県においても教員に求められる資質向上に関する指標として「やまなし教員等育成指標」※17が策定され、それぞれの立場や役割に応じた特別支援教育に係る研修を実施しています。
- 小・中学校においては、特別支援学級在籍者数や通級指導教室利用者数の著しい増加に伴い、担当する教員数も年々増加しています。

※17：指標には、特別支援教育について教員が身に付けるべき資質能力をキャリアステージごとに示している。また、ステージごとの研修内容及び研修会が明示され、各自が自分の経験や役割を踏まえた研修を計画的に受講するための目安になっている。

- 特別支援学級や通級指導教室を担当する教員は、短期間で入れ替わったり、特別支援教育の経験の浅い教員が担当したりする傾向があります。
- 通常の学級においては、特別な支援が必要な児童生徒数が増加しており、その支援内容も多様化していることから、全校種の教員に対して、特別支援教育に関する理解や専門性の向上が求められています。

施策の
方向性

・全校種の教員を対象とし、それぞれの役割に応じた特別支援教育に係る研修を充実し、専門性の向上を図ります。

具体的な取組

- ・「やまなし教員等育成指標」を踏まえ、それぞれの立場や役割に応じた特別支援教育に係る研修の充実を図ります。
- ・小・中学校及び高等学校における特別支援教育を推進するため、全校種の教員を対象とした研修により専門性の向上を図ります。
- ・早期から適切な指導・支援を充実させるため、幼稚園・こども園・保育所（園）・児童発達支援事業所等の職員を対象にした発達障害等の理解や支援に係る研修を設定し、その受講を促進します。
- ・特別支援学校教員には、障害の重度・重複化、多様化への対応等、より専門性の高い資質能力が求められているため、専門的研修の充実を図ります。
- ・国立特別支援教育総合研究所が主催する研修に本県教員を計画的に派遣し、校種や障害種ごとの地域におけるリーダー的教員を養成します。

（3）特別支援学校と他校種との人事交流の促進

- 中央教育審議会「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」（H24）では、「特別支援学校と特別支援学級との双方向の人事交流を積極的に行っていくことは大きな意味がある。」と報告しています。

- これまで、小・中学校及び高等学校から特別支援学校へ一定数の人事交流が行われており、当該校及び教員自身の専門性向上に有効に機能してきましたが、特別支援学校教員の小・中学校及び高等学校への人事交流は行われていません。
- 知的障害以外の特別支援学校では、小・中学校及び高等学校に準ずる教育を行う教育課程があるため、特別支援学校教員が小・中学校等に勤務することで、これらの資質や能力を実践的に高めることができます。
- 特別支援学校教員が小・中学校等に勤務することで、特別な支援が必要な児童生徒に対して、専門的な指導・支援が直接提供されるとともに、その学校全体の専門性を高めることにつながります。
- 平成30年度から、高等学校において通級による指導が始まりました。高等学校における特別支援教育を充実・発展させていくためには、専門性の高い教員の配置が求められます。

施策の
方向性

- ・全ての学校における質の高い特別支援教育を提供するために、特別支援学校と他校種との人事交流を促進します。

具体的な取組

- ・特別支援学校と他校種間における人事交流の課題や在り方等について整理し、双方向による人事交流について検討します。

やまなし特別支援教育推進プラン 2020

令和2年3月 山梨県教育委員会

〒400-8504 山梨県甲府市丸の内1-6-1

山梨県教育庁 高校改革・特別支援教育課

電話 055-223-1752